

Title	春秋經傳集解譯稿續篇（一）：襄公元年～四年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2001, 28, p. 1-28
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61030
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

春秋經傳集解譯稿續篇（一）

— 襄公元年（四年） —

岩本憲司

〔襄公元年〕

經元年春王正月公即位

⑤傳はない。この時、公の年齢は四歳であつた。

附九年の傳文に「季武子對曰 會于沙隨之歲 寡君以生（注

沙隨在成十六年）晉侯曰 十二年矣」とある。

經仲孫蔑會晉欒黶宋華元衛甯殖曹人莒人邾人滕人薛人圍宋

彭城

⑥魯は虚打でともにはかつたのに、「及」ではなく「會」と書いているのは、霸主（晉）に命をうけたのであつて、（つまり）對等ではなかつた、からである。

附成公十八年の傳文に「十二月孟獻子會于虚打 謀救宋也」

とある。なお、宣公七年の傳文に「凡師出 與謀曰及

不與謀曰會」とあり、注に「與謀者 謂同志之國 相與

講議利害 計成而行之 故以相連及爲文 若不獲已 應

命而出 則以外合爲文 皆據魯而言」とあり、その疏に引く『釋例』に「若夫盟主之令 則上行乎下 非匹敵和成之類 故雖或先謀 皆從不與謀之例」とあるのを参照。

經夏晉韓厥帥師伐鄭

經仲孫蔑會齊崔杼曹人邾人杞人次于鄆

⑦「鄆」は、鄭地で、陳留の襄邑縣の東南部にあつた。「次」を書いているのは、鄭に攻撃を加えず、鄆に次して晉の師を待つた、からである。

附下の傳文に「於是東諸侯之師次于鄆 以待晉師」とあり、

注に「齊魯曹邾杞」とある。なお、疏に引く『釋例』に

「兵未有所加 所次則書之 以示遲速 既書兵所加 則

不書其所次」とあるのを参照。

經秋楚公子壬夫帥師侵宋

經九月辛酉天王崩

⑤傳はない。「辛酉」は、九月十五日である。

經邾子來朝

經冬衛侯使公孫剽來聘

⑥「剽」は、子叔黑背の子である。

附成公十年の傳文に「衛子叔黑背侵鄭」とある。

經晉侯使荀營來聘

⑦（この）「冬」は、十月のはじめである。（つまり）王が崩じたが、赴告がまだとどいておらず、いづれの國もみな、その喪を聞いていなかったから、それぞれ、朝聘の禮を行なうことができ、傳が（「禮」にかなっているとして）ほめているのである。

附下の傳文に「九月邾子來朝 禮也」とあり、また、「冬

衛子叔晉知武子來聘 禮也」とある。なお、『禮記』曾

子問に「曾子問曰 諸侯相見 揖讓入門 不得終禮廢者

幾 孔子曰 六 請問之 曰 天子崩 大廟火 日食

后夫人之喪 雨霑服失容 則廢」とあるのを参照。

傳元年春己亥圍宋彭城

⑧下に「二月」があるから、この「己亥」は正月ということになるが、正月に己亥（の日）はない。（つまり）日の誤りである。

附注の「下有二月」については、下の傳文に「二月齊大子光爲質於晉」とある。

注の「正月無己亥」については、疏に「長麻推此年正月庚戌朔」とある。

傳非宋地 追書也

⑨成公十八年に、楚が彭城を取って魚石を封じたから、「（もはや）宋地ではない」と言っているのである。（それなのに、經に「宋」とあるのは）夫子が《春秋》を治める際、（宋地であった過去に）さかのぼって書き、「宋」に繋げたのである。

附公羊傳文に「魚石走之楚 楚爲之伐宋 取彭城以封魚石」とあるのを参照。なお、成公十八年の傳文「今將崇諸侯

之姦而披其地」の注に「謂楚今取彭城以封魚石」とある。

傳於是爲宋討魚石 故稱宋 且不登叛人也

⑩「登」は、成である（『爾雅』釋詁）。邑を獨占して君に叛くことをゆるさないから、彭城をもとどおり、「宋」に繋げたのである。

附疏に引く『釋例』に「楚人棄君助臣 取宋彭城 以封叛者 削正興僞 雖非復宋地 故追書繫宋 不與楚之所得」とある。なお、公羊傳文に「楚已取之矣 曷爲繫之宋 不與諸侯專封也」とあるのを参照。

團謂之宋志

㊦「宋」と稱しているのは、（彭城をとりもどしたいといふ）宋人の意志を（經文上で）成就させるためでもある。附隱公元年の公羊傳文に「公何以不言即位 成公意也」とあるのを参照。

團彭城降晉 晉人以宋五大夫在彭城者歸 眞諸瓠丘

㊧彭城が降服したことを（經に）書いていないのは、賤しんで省略したのである。「瓠丘」は、晉地である。河東の東垣縣の東南部に壺丘がある。「五大夫」とは、魚石・向爲人・鱗朱・向帶・魚府である。

附注の「河東東垣縣東南有壺丘」については、『續漢書』郡國志一に「河東郡（中略）垣（中略）有壺丘亭」とあるのを参照。なお、按勘記に「河東有垣縣 無東垣縣 周禮注說文及此杜注 皆衍東字 宜刪」とある。

注の「五大夫云云」については、成公十八年の傳文に「同伐彭城 納宋魚石向爲人鱗朱向帶魚府焉」とある。

團齊人不會彭城 晉人以爲討 二月齊大子光爲質於晉
㊨「光」は、齊の靈公の大子である。

團夏五月晉韓厥荀偃帥諸侯之師伐鄭 入其郛

㊩荀偃を（經に）書いていないのは、元帥ではなかったからである。

團成公十八年の傳文に「韓獻子爲政」とあり、注に「於是樂書卒 韓厥代將中軍」とあるのを参照。

なお、疏に「賈逵云 韓厥荀偃帥諸侯之師 謂帥宋衛滕薛伐鄭 齊魯曹邾杞次于郟 故諸侯之師不序也 入郛不書者 晉人先以鄭罪令於諸侯 故書伐鄭 入郛既敗鄭 不復告 故不書」とある。

團敗其徒兵於洧上

㊪「徒兵」は、歩兵である。「洧」水は、密縣から出て、東南に流れ、長平に至って、潁水に注いでいた。

附注の前半については、僖公二十八年の傳文「徒兵千」の注に「徒兵 歩卒」とある。なお、その附を参照。

注の後半については、『水經』に「洧水出河南密縣西南馬領山」とあるのを参照。また、『漢書』地理志上に「潁川郡（中略）陽城 陽城山 洧水所出 東南至長平入潁」とあるのを参照。なお、『史記』鄭世家「晉悼公伐鄭 兵於洧上」の〈集解〉に「服虔曰 洧 水名」とある。

團於是東諸侯之師次于郟 以待晉師
㊫齊・魯・曹・邾・杞である。

附上の經に「仲孫蔑會齊崔杼曹人杞人杞次于鄆」とある。

團晉師自鄆以鄆之師侵楚焦夷及陳

㊦この時、(魯の)孟獻子は、鄆から先に歸國し、陳・楚への侵入に参加しなかった。だから、(侵入したことを、經に)書いていないのである。

團晉侯衛侯次于戚 以爲之援

㊦韓厥の後援をしたのである。

團秋楚子辛救鄭 侵宋呂留

㊦「呂」・「留」の二縣は、今、彭城郡に屬している。

附『續漢書』郡國志三に「彭城國(中略)呂留」とあるのを參照。

團鄭子然侵宋 取犬丘

㊦譙國の鄆縣の東北部に犬丘城があるが、(鄭から)遠回り、で、疑わしい。

附洪亮吉『春秋左傳詁』に「犬丘當作太丘 傳寫誤移點在

上 爾雅 宋有太丘 漢書郊祀志 周顯王四十一年宋太

丘社亡 是也」とある。

團九月邾子來朝 禮也

㊦邾の宣公である。

團冬衛子叔晉知武子來聘 禮也 凡諸侯即位 小國朝之

㊦小が大につかえるのである。

團大國聘焉

㊦大が小をいつくしむのである。

團以繼好結信 謀事補闕 禮之大者也

㊦「闕」は、過(あやまち)と同じである。禮は、國家を安んじ人民を利用することを重んじるのである。

附宣公二年の傳文「衮職有闕」の注に「闕 過也」とあるのを參照。また、成公二年の傳文「其晉實有闕」の注に

「闕 失」とあるのを參照。

〔襄公二年〕

經二年春王正月葬簡王

㊦傳はない。(死後)五箇月で葬ったのは、はやすぎる。

附元年に「九月辛酉天王崩」とある。なお、隱公元年の傳文に「天子七月而葬」とあるのを參照。

團鄭師伐宋

㊦「伐」と書いているのは、赴告に従ったのである。

附下の傳文に「春鄭師侵宋」とある。

經夏五月庚寅夫人姜氏薨

經六月庚辰鄭伯論卒

㊦ (名を書いているのは) 襄公と同盟はしていなかったけれども、名をもつて赴告してきた(からである)。「庚辰」は、七月九日である。「六月」(のこと)と(して)書いているのは、經の誤りである。

附注の前半については、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也 赴以名則亦書之(注 謂未同盟 不然則否(注 謂同盟而不以名告) 辟不敏也)」とあるのを參照。

注の後半については、下の傳文に「秋七月庚辰鄭伯論卒」とある。なお、疏に引く『長麻』に「書於六月 經誤」とあるのを參照。

經晉師宋師衛甯殖侵鄭

㊦ 宋は(將が)卿ではなかったが、師は重いから、衛の上においているのである。

經秋七月仲孫蔑會晉荀罃宋華元衛孫林父曹人邾人于戚 己丑葬我小君齊姜

㊦ 「齊」は、諡(おくりな)である。(死後)三箇月で葬ったのは、はやすぎる。

附上に「夏五月庚寅夫人姜氏薨」とある。なお、隱公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを參照。

經叔孫豹如宋

㊦ 豹は、ここで始めて、齊からもどり、卿となったのである。

附成公十六年の傳文に「召叔孫豹于齊而立之」とあり、注に「近此七月 聲伯使豹請逆於晉 聞魯人將討僑如 豹乃辟其難先奔齊 生二子而魯乃召之 故襄二年豹始見經 傳於此因言其終」とある。

經冬仲孫蔑會晉荀罃齊崔杼宋華元衛孫林父曹人邾人薛人小邾人于戚 遂城虎牢

㊦ これによって鄭を威壓したのである。

附注の「富」は、諸本に従って、「偃」に改める。なお、下の傳文に「孟獻子曰 請城虎牢以偃鄭」とある。

經楚殺其大夫公子申

傳二年春鄭師侵宋 楚令也

㊦ 彭城のためである。
附元年の傳文に「彭城降晉」とある。

團齊侯伐萊 萊人使正興子賂夙沙衛以索馬牛皆百匹

㊤ 「夙沙衛」は、齊の寺人（宦官）である。「索」とは、よいものをえらぶということである。

附「禮記」曲禮下に「大夫以索牛」とあり、注に「索 求得而用之」とあるのを参照。

なお、『史記』夏本紀「萊夷爲牧」の〈索隱〉に「服虔以爲東萊黃縣是」とある。

團齊師乃還 君子是以知齊靈公之爲靈也

㊤ 諡法では、亂れているのにそこなわれない（滅びない）のを「靈」という。諡がその行ないに應じている、ということである。

附十三年の傳文「請爲靈若厲」の注に「欲受惡諡以歸先君也 亂而不損曰靈 戮殺不辜曰厲」とある。なお、『逸周書』諡法解に「亂而不損曰靈」とあるのを参照。また、『莊子』則陽に「仲尼問於大史大弼伯常蹇豨韋曰 夫衛靈公飲酒湛樂 不聽國家之政 田獵畢弋 不應諸侯之際 其所以爲靈公者何邪 大弼曰 是因是也」とあり、郭注に「靈卽は無道之諡也」とあるのを参照。

團夏齊姜薨 初穆姜使擇美楨

㊤ 「楨」は、梓の類である。

附「說文」に「楨 楸也」とあり、また、「楸 梓也」とあるのを参照。また、『周禮』考工記總敘「攻木之工

輪輿弓廔匠車梓」の注に「梓 楨屬也」とあり、その〈釋文〉に「楨屬 古馬反 字或作楨」とあるのを参照。

團以自爲楨輿頌琴

㊤ 「楨」は、棺である。「頌琴」は、琴の名で、雅琴といふのと同じである。いづれもみな、（自分の）送葬に使わせるつもりであった。

附注の「楨 棺也」については、僖公六年の傳文「士輿楨」

の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

團季文子取以葬 君子曰 非禮也 禮無所逆 婦 養姑者也 虧姑以成婦 逆莫大焉

㊤ 穆姜は、成公の母であり、齊姜は、成公の婦（よめ）である。

團詩曰 其惟哲人 告之語言 順德之行

㊤ 「詩」は、大雅（抑）である。「哲」は知であり、「話」は善である。知者は、事を行なうのに、つねに従順である、ということである。

附毛傳に「語言 古之善言也」とあり、鄭箋に「語賢知之人以善言 則順行之」とあるのを参照。

團季孫於是爲不哲矣

㊤ 德にさからった、ということである。

團且姜氏 君之妣也

㊦ (齊姜は) 襄公の適母であるから、「君の妣」と言っているのである。

附疏に「曲禮曰 生曰父曰母 死曰考曰妣 襄公是成公之

妾定妣所生 齊姜是其適母 故曰君之妣也」とある。な

お、安井衡『左傳輯釋』に「中井積徳云 姜氏指穆姜

襄公之祖母也 詩祖妣謂祖父與祖母也 此引單指祖母

亦謂祖母之不可不敬耳 季孫之罪 在虧祖母 是爲不敬

矣 若於齊姜 未見不敬之意 衡案 君子至哲矣 論季

孫失事穆姜之禮 以下論失事齊姜之禮 故以且字起之

引詩者 言凡烝昇祖妣 以洽百種之禮 今奪姑材以爲婦

棺 是陷齊姜於非禮 非以洽百禮也 祖妣互文 祖謂祖

考 妣謂母 高祖父母以下 總括在中 禘祫則并指始祖

以下 不獨謂祖父母也 生稱父母 死稱考妣 禮有明文

穆姜未死 而履軒以妣爲穆姜 是以死母之稱 施之生

祖母也 況所引豐年祀先祖之詩 可以證不敬生祖母之罪

乎 古人雖不拘 必無此事矣」とあるのを参照。

團詩曰 爲酒爲醴 烝昇祖妣 以洽百禮 降福孔偕

㊦ 「詩」は、周頌(豊年)である。「烝」は進(すすめる)

であり、「昇」は與(あたえる)であり、「偕」は徧(あ

まねし)である。敬して祖妣につかえれば、鬼神が福を

降す、ということを行っているのである。(今ここで)

季孫が姜氏を葬るのに禮をもつてしなかったということ
は、祖妣に對して不敬であったということである。

附毛傳に「皆 徧也」とあり、鄭箋に「烝 進 昇 予也」
とあるのを参照。

團齊侯使諸姜宗婦來送葬

㊦ 「宗婦」とは、同姓の大夫の婦である。婦人が國境を越

えて送葬するのは、非禮である。

附注の前半については、莊公二十四年「戊寅大夫宗婦覲

用幣」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

注の後半については、『禮記』檀弓下に「婦人不越疆而

弔人」とあり、注に「不通於外」とあるのを参照。

團召萊子 萊子不會 故晏弱城東陽以徧之

㊦ 六年の「齊侯」滅萊」のために傳したのである。「東陽」

は、齊の國境の邑である。

附疏に「世族譜不知萊國之姓」とある。

團鄭成公疾 子駟請息肩於晉

㊦ 楚の使役を免れようとしたから、負擔で喻えたのである。

附『淮南子』汜論訓に「肩荷負擔之勤」とあるのを参照。

團公曰 楚君以鄭故 親集矢於其目

㊦ 鄆陵の戦いで、晉が楚王の目を射た、ことをいう。

附成公十六年に「甲午晦晉侯及楚子鄭伯戰于鄢陵。楚子鄭師敗績」とあり、傳に「及戰 射共王中目」とある。

團 非異人任 寡人也

㊤ 楚子がこのような患難を引き受けたのは、他の人のためではなく、自分(私)のためである、ということである。

附成公二年の傳文に「自今無有代其君任患者」とあるのを参照。なお、注の「在此患」の「在」は、諸本に従って、「任」に改める。

團 若背之 是棄力與言 其誰嗾我

㊤ 「言」とは、盟誓の言である。

附『釋文』に「棄力 服本作棄功」とある。

團 免寡人 唯二三子

團 秋七月庚辰鄭伯論卒 於是子罕當國

㊤ 君事を代行したのである。

團 子駟爲政

㊤ 政卿となったのである。

團 子國爲司馬 晉師侵鄭

㊤ 晉が喪(中)を伐つたのは、非禮である。

附傳文の「衛」は、諸本に従って、「鄭」に改める。

團 諸大夫欲從晉 子駟曰 官命未改

㊤ 成公は埋葬がすんでおらず、嗣君は喪があけていなかっ

たから、「まだ改まっていない」と言ったのである。(つまり)先君の意志にそむくまいとしたのである。

團 會于戚 謀鄭故也

㊤ 鄭がひさしく晉に叛いていたから、これを討つ相談をしたのである。

團 孟獻子曰 請城虎牢以備鄭

㊤ 「虎牢」は、もと、鄭の邑で、今ここでは、晉に屬していた。

附莊公二十一年の傳文に「王與之武公之略自虎牢以東」とあるのを参照。

團 知武子曰 善 郟之會 吾子聞崔子之言 今不來矣

㊤ 元年に、孟獻子が、齊の崔杼と郟で次舍したとき、崔杼に、晉に對する不平の發言があり、獻子は、そのことを、知武子に知らせたのである。

附元年に「仲孫蔑會齊崔杼曹人杞人杞人次于郟」とある。

團 滕薛小邾之不至 皆齊故也

㊤ 三國は、齊の仲間である。

團 寡君之憂不唯鄭

㊤ さらに、齊の離叛が心配である、ということである。

團 魯將復於寡君 而請於齊

㊤ (虎牢に)城く事を晉君に申し上げ、齊に参加を請うて、齊の心意を觀ようとしたのである。

團得請而告 吾子之功也

㊦「得請」とは、齊人が命に應ずることをいう。「告」とは虎牢の築城に参加するよう、諸侯に告げるのである。

團若不得請 事將在齊

㊧齊を伐つことになる。

團吾子之請 諸侯之福也

㊨虎牢に城けば、鄭を服従させ、征伐をやめることが出来る。

團豈唯寡君賴之

㊩傳は、荀罃（知武子）がよく善謀を採用したことを言っているのである。

團穆叔聘于宋 通嗣君也

團冬復會于戚 齊崔武子及滕薛小邾之大夫皆會 知武子之

言故也

㊪武子が「齊を伐つことになる」と言ったので、齊人は懼れ、小國をひきいて會（に参加）したのである。

附上の傳文に「若不得請 事將在齊」とあり、注に「將伐齊」とある。

團遂城虎牢 鄭人乃成

㊫孟獻子の策謀どおりになったのである。

團楚公子申爲右司馬 多受小國之賂 以偪子重子辛

㊬彼らの權勢を強奪したのである。

團楚人殺之 故書曰楚殺其大夫公子申

㊭國討の表現にされているわけを言ったのである。

附文公六年「晉殺其大夫陽處父」の注に「處父侵官 宜爲

國討 故不言賈季殺」とあるのを参照。なお、その附も参照。

〔襄公三年〕

經三年春楚公子嬰齊帥師伐吳 公如晉

經夏四月壬戌公及晉侯盟于長檣

㊮晉侯は、國都を出て、公と外で盟ったのである。

附公羊の何注に「盟地者 不干都也」とあるのを参照。な

お、疏に「文三年公如晉 公及晉侯盟 盟不書地 在晉都也」とある。

經公至自晉

㊯傳はない。長檣からもどったとしていないのは、もともと會ではなかったからである。

附疏に「此盟于長檣 晉侯爲盟之故 暫出城耳 本非刻期聚會之處 唯得以自晉告廟 不得以長檣告也」とある。

經六月公會單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾子齊世子光 己未
同盟于雞澤

⑧「雞澤」は、廣平の曲梁縣の西南部にあった。周の靈王
があらたに即位し、王官の伯に、出て諸侯と盟わせ、そ
れによって王室を安んじたから、譏りがないのである。

附注の前半については、『續漢書』郡國志二に「魏郡（中
略）曲梁 侯國 故屬廣平 有雞澤」とあるのを参照。

注の後半については、僖公八年「春王正月公會王人齊侯
宋公衛侯許男曹伯陳世子款盟于洮」の注に「王人與諸侯
盟 不譏者 王室有難故」とあるのを参照。なお、疏に
引く『釋例』に「未有臣而盟君 臣而盟君 是子可盟父
故春秋王世子以下 會諸侯者 皆同會而不同盟 洮之
盟 王室有子帶之難 襄王懼不得立 告難于齊 遣王人
與諸侯盟 故傳釋之曰謀王室 以明王勅其來盟 非諸侯
所敢與也 踐土之盟 王子虎臨諸侯 而不與同敵 故經
但列諸侯 而傳具載其實 此實聖賢之垂意 以爲將來之
永法也 一年之間 諸侯輯睦 翼戴天子 而翟泉之盟
子虎在列 君子以爲 非天子之命 虧上下常節 故不存
魯侯 而人子虎 以示篤戒也 今雞澤之會 單子與盟
亦王所命也」とある。

經陳侯使袁僑如會

⑨陳は、楚の政をにくんで、来て晉についたのである。（つ
まり）本来、會に呼び寄せたのではなくて、自主的にや
って来たから、「如會」と言っているのである。

附下の傳文に「楚子辛爲令尹 侵欲於小國」とある。なお、
僖公二十八年「陳侯如會」の注に「陳本與楚 楚敗 懼
而屬晉 來不及盟 故曰如會」とあるのを参照。ちなみ
に、公羊傳文に「其言如會何 後會也」とあり、また、
穀梁傳文に「如會 外平會也」とある。

經戊寅叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟

⑩諸侯が盟った後で、袁僑が到着したから、大夫に、別に
袁僑と盟わせたのである。「諸侯の大夫」と言えば、雞
澤にいた諸侯である（ことがわかる）。袁僑を別に書い
ているのは、諸侯の大夫が盟ったわけは、袁僑と盟うた
めであった、ということを明らかにしたのである。（な
お）傳によれば、盟は秋にあり、〈長歷〉で推算すると、
「戊寅」は、七月十三日であるから、（六月のこととし
ているのは）經の誤りである。

附注の前半については、公羊傳文に「曷爲殊及陳袁僑 爲
其與袁僑盟也」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「秋叔孫豹及諸侯之大
夫及陳袁僑盟」とある。

經秋公至自會

傳はない。

經冬晉荀罃帥師伐許

團三年春楚子重伐吳 爲簡之師

⑤ 「簡」は、選練（よりすぐる）である。

團克鳩茲 至于衡山

⑥ 「鳩茲」は、吳の邑で、丹陽の蕪湖縣の東部にあった。

今の阜夷である。「衡山」は、吳興の烏程縣の南部にあった。

團使鄧廖帥組甲三百被練三千

⑦ 「組甲」・「被練」は、いづれもみな、戦備である。「組

甲」は、漆を塗った甲（よろい）に組（くみひも）の飾りをつけたものである。「被練」は、練（ねりぎぬ）の袍（うわぎ）である。

附異説として、疏に「賈逵云 組甲 以組綴甲 車土服之

被練 帛也 以帛綴甲 步卒服之 凡甲所以爲固者

以盈竅也 帛盈竅而任力者半 卑者所服 組盈竅而盡任力 尊者所服 馬融云 組甲 以組爲甲裏 公族所服

被練 以練爲甲裏 卑者所服」とあり、また、『初學記』

卷第二十二に「服虔注曰 以組綴甲」とある。

團以侵吳 吳人要而擊之 獲鄧廖 其能免者 組甲八十被

練三百而已 子重歸 既飲至三日 吳人伐楚 取駕 駕

良邑也 鄧廖 亦楚之良也 君子謂 子重於是役也

所獲不如所亡

⑧ 「君子」とは、當時の君子である。

附疏に「傳言君子多矣 獨此言當時君子者 諸言君子論議

往事 多是丘明自言 託之君子 此傳君子謂子重亡多於

獲 楚人以君子之言咎責子重 不得爲後世君子 故云當

時君子」とある。

團楚人以是咎子重 子重病之 遂遇心疾而卒

⑨ なやみいかったから、心のやまいにかかったのである。

附傳の「心病」の「病」は、諸本に従って、「疾」に改める。

團公如晉 始朝也

⑩ 公が即位して朝したのである。

團夏盟于長檣 孟獻子相 公稽首

⑪ 「相」とは、儀禮をたすけたのである。「稽首」とは、

額を地につけたのである。

附注の前半については、成公二年の傳文「使相告之曰」の

注に「相 相禮者」とある。なお、その附を参照。

注の後半については、僖公二十八年の傳文「重耳敢再拜稽首」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

④ 附知武子曰 天子在 而君辱稽首 寡君懼矣

⑤ 稽首は、天子につかえる禮である。

⑥ 附孟獻子曰 以敵邑介在東表 密邇仇讎

⑦ 「仇讎」とは、晉と争っている齊・楚をいう。

⑧ 附寡君將君是望 敢不稽首

⑨ 傳は、獻子が、盟主にかたくつかえることが出来た、ことを言っているのである。

團晉爲鄭服故 且欲脩吳好

⑩ 鄭が服したことは、前年にある。

⑪ 附二年の傳文に「遂城虎牢 鄭人乃成」とある。

團將合諸侯 使士匄告于齊曰 寡君使匄 以歲之不易 不

虞之戒 寡君願與一二兄弟相見

⑫ 「不易」は、多難である。「虞」は、度（はかる）である。「戒」は、備である。列國の君は、互いに「兄弟」とよび合う。

附注の「不易 多難也」については、昭公四年の傳文「以歲之不易」の注に「不易 言有難」とある。なお、『論語』子路に「爲君難 爲臣不易」とあるのを参照。

注の「虞 度也」については、桓公十七年の傳文「備其

不虞」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

團以謀不協 請君臨之 使匄乞盟 齊侯欲勿許 而難爲不

協 乃盟於彤外

⑬ 士匄と盟ったのである。「彤」は、川の名である。

團祁奚請老

⑭ 「老」は、致仕（引退する）である。

附宣公十七年の傳文「范武子將老」等の注に、同文がみえる。なお、注の「故」は、諸本に従って、「老」に改める。

團晉侯問嗣焉

⑮ 「嗣」は、その職をつぐ者である。

團稱解狐 其讎也 將立之而卒

⑯ 解狐が卒したのである。

團又問焉 對曰 午也可

⑰ 「午」は、祁奚の子である。

附「國語」晉語七に「祁奚辭於軍尉 公問焉 曰 孰可 對曰 臣之子午可」とあるのを参照。

團於是羊舌職死矣 晉侯曰 孰可以代之 對曰 赤也可

⑱ 「赤」は、職の子の伯華である。

附下の傳文に「伯華得官」とある。

團於是使祁午爲中軍尉 羊舌赤佐之

㊦ それぞれ、その父に代わったのである。

附成公十八年の傳文に「祁奚爲中軍尉 羊舌職佐之」とある。

團君子謂 祁奚於是能舉善矣 稱其讎 不爲諂 立其子

不爲比 舉其偏 不爲黨

㊧ 「諂」は、媚（こびる）である。「偏」は、屬（部下）である。

團商書曰 無偏無黨 王道蕩蕩

㊨ 「商書」は、洪範である。「蕩蕩」とは、公平無私なことである。

團其祁奚之謂矣 解狐得舉

㊩ （死んだため）位を得るには至らなかつたから、「得舉」と言っているのである。

附上の傳文に「將立之而卒」とあり、注に「解狐卒」とある。

團祁午得位 伯華得官 建一官而三物成

㊪ 「一官」とは、軍尉のことである。「物」は、事である。

附『周禮』大司徒「以鄉三物教萬民而賓興之」の注に「物猶事也」とあるのを参照。

なお、疏に「服虔云 所舉三賢 各能成其職事」とある。

團能舉善也夫 唯善 故能舉其類 詩云 惟其有之 是以似之 祁奚有焉

㊫ 「詩」は、小雅（裳裳者華）である。有徳の人だけが、自分に似た者を推舉できる、ということである。

團六月公會單頃公及諸侯 己未同盟于雞澤

㊬ 「單頃公」は、王の卿士である。

附成公元年の傳文「單襄公如晉拜成」の注に「單襄公王卿士」とあるのを参照。

團晉侯使荀會逆吳子于淮上 吳子不至

㊭ 道が遠く、難儀が多かつた（からである）。

團楚子辛爲令尹 侵欲於小國 陳成公使袁僑如會求成

㊮ 楚の侵奪に苦しんだ（からである）。「袁僑」は、濇塗の四世の孫である。

附僖公四年に「齊人執陳轅濇塗」とある。

團晉侯使和組父告于諸侯

㊯ 陳が服したことを通告したのである。

團秋叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟 陳請服也

㊰ 諸國の君（自身）は來ず、大夫に盟させたのは、（袁僑との）つりあいという點で、理にかなっている。

附經の注に「諸侯既盟 袁僑乃至 故使大夫別與之盟」とある。

團 晉侯之弟揚干亂行於曲梁

㊦ 「行」は、陳次〔隊列〕である。

附 『史記』晉世家「悼公弟揚干亂行」の〈集解〉に「賈逵

曰 行 陳也」とあるのを参照。また、『國語』晉語七

「公子揚干亂行於曲梁」の韋注に「行 行列」とあるの

を参照。

團 魏絳戮其僕

㊦ 「僕」は、御者である。

附 文公十八年の傳文「而使歌僕」等の注に、同文がみえる。

なお、その附を参照。また、『史記』晉世家「魏絳戮其

僕」の〈集解〉に「賈逵曰 僕 御也」とあるのを参照。

團 晉侯怒 謂羊舌赤曰 合諸侯 以爲榮也 揚干爲戮 何

辱如之 必殺魏絳 無失也 對曰 絳無貳志 事君不辟

難 有罪不逃刑 其將來辭 何辱命焉 言終 魏絳至

授僕人書

㊦ 「僕人」は、晉侯の御僕（とりつき）である。

附 『國語』晉語七「授僕人書」の韋注に「僕人 掌傳命」

とあるのを参照。

なお、疏に「服虔云 謂敢斬揚干之僕 是不辟獲死之難」

とある。

團 將伏劍 士魴張老止之 公讀其書 曰 日君之使 使臣

斯司馬

㊦ 「斯」は、此である〔爾雅〕釋詁〕。

附 異説として、楊樹達『讀左傳』に「斯當讀爲司 主也

使臣斯司馬 謂使臣主司馬之官也 古音司斯同 故得相

通假」とある。ちなみに、『國語』晉語七に「使臣狃中

軍之司馬」とあり、韋注に「狃 正也」とある。

團 臣聞 師衆以順爲武

㊦ 「順」とは、違反しないということである。

團 軍事有死無犯爲敬

㊦ 官を守り法を行ない、死んでも違反することがない、と

いうことである。

團 君合諸侯 臣敢不敬 君師不武 執事不敬 罪莫大焉

臣懼其死 以及揚干 無所逃罪

㊦ （「懼其死」とは）自ら不武・不敬の罪を犯すことをお

それた、ということである。

團 不能致訓 至於用鍼

㊦ 「用鍼」とは、揚干の御者を斬った、ということである。

團 臣之罪重 敢有不從以怒君 心

刑戮に従わないなどということとはしない、ということであ

る。

團 請歸死於司寇

㊦ 尸（しかばね）を司寇にわたして処分させる、ということ

とである。

團公既而出 曰 寡人之言 親愛也 吾子之討 軍禮也

寡人有弟 弗能教訓 使于大命 寡人之過也 子無重寡人之過

⑤ 絳の死をきくことは、過ちをかさねることである。

團敢以爲請

⑥ 請うて死なないようにさせたのである。

團晉侯以魏絳爲能以刑佐民矣 反役 與之禮食 使佐新軍

⑦ 羣臣は(普通)旅會する(だけである)が、今ここでは、絳を顯彰しようとしたから、特別に彼(二人)のために禮食を設けたのである。

附注の「旅會」は、意味がよくわからない。あるいは、所謂「旅酬」の意か(?)。それならば、『儀禮』大射に「賓

告于擯者 請旅諸臣 擯者告于公 公許」とあり、注に「旅 序也 賓欲以次序勸諸臣酒」とあるのを参照。

なお、疏に「世族譜 魏顓魏絳 俱是魏犖之子 顓長生 顓 則絳是顓之叔父 顓別爲令狐氏 絳爲魏氏 蓋顓長

而庶 絳幼而適故也」とあり、また、「服虔云 於是魏顓卒矣 使趙武將新軍代魏顓 升魏絳佐新軍代趙武也」とある。

團張老爲中軍司馬

⑧ 魏絳に代わったのである。

附『國語』晉語七「使張老爲司馬」の章注に「代魏絳」と

あるのを参照。なお、成公十八年の傳文に「魏絳爲司馬」とある。

團士富爲候奄

⑨ 張老に代わったのである。「士富」は、士會の一族である。

附『國語』晉語七「使范獻子爲候奄」の章注に「代張老

候奄 元候也 獻子 范文子之族昆弟士富也」とあるのを参照。なお、成公十八年の傳文に「張老爲候奄」とある。

團楚司馬公子何忌侵陳 陳叛故也

團許靈公事楚 不會于雞澤 冬晉知武子帥師伐許

〔襄公四年〕

經四年春王三月己酉陳侯午卒

⑩ (名を書いているのは)前年に大夫が雞澤で盟った(からである)。「三月」に「己酉」はない。日の誤りである。

附注の前半については、三年に「戊寅叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「三月陳成公卒」とあ

る。

經夏叔孫豹如晉

經秋七月戊子夫人妣氏薨

⑨成公の妾で、襄公の母である。「妣」は、杞の姓である。

附公羊傳文に「定弋者何 襄公之母也」とあり、何注に「襄

公者 成公之妾子」とあるのを参照。

經葬陳成公

⑩傳はない。

經八月辛亥葬我小君定姒

⑪傳はない。「定」は、諡（おくりな）である。同盟の國

に赴告し、姑に耐祭し、反哭して喪をととのえるなど、

いづれもみな、正夫人の禮をもつてしたのは、母は子に

よつて貴い、からである。（死んだ）翌月に葬つたのは、

はやすぎる。

附注の「赴同 耐姑 反哭成喪 皆以正夫人禮」について

は、隱公三年の傳文に「夏君氏卒 聲子也 不赴於諸侯

不反哭于寢 不耐于姑 故不曰薨 不稱夫人 故不言

葬」とあり、注に「夫人喪禮有三 薨則赴於同盟之國

一也 既葬 日中自墓反 虞於正寢 所謂反哭于寢 二

也 卒哭而耐於祖姑 三也 若此 則書曰夫人某氏薨

葬我小君某氏 此備禮之文也」とある。

注の「母以子貴」については、疏に引く「釋例」に「凡

妾子爲君 其母猶爲夫人 雖先君不命其母 母以子貴

其適夫人薨 則尊得加於臣子 而内外之禮 皆如夫人矣

故妣氏之喪 責以小君不成 成風之喪 王使來會葬

傳曰禮也 夫人妣氏 薨葬皆以禮備爲文 明季文字雖議

從畧賤 聞匠慶之言 懼而備禮 殯葬無闕也 禮 公子

爲其母練冠繚緣 既葬除之 及其嗣位爲君 非復公子

適母薨則申其母尊 而先儒同之公子 亦謬矣」とある。

なお、隱公元年の公羊傳文に「母以子貴」とあり、何注

に「禮 妾子立 則母得爲夫人」とあるのを参照。

注の「踰月而葬 速」については、隱公元年の傳文に「天

子七月而葬 同軌畢至 諸侯五月 同盟至 大夫三月

同位至 士踰月 外姻至」とあり、注に「踰月 度月也」

とある。なお、その附を参照。

經冬公如晉

經陳人圍頓

團四年春楚師爲陳叛故 猶在繁陽

⑫前年に何忌の師が陳を侵し、今ここで、依然としてひき

あげていなかった。「繁陽」は、楚地で、汝南の銅陽縣の南部にあった。

附三年の傳文に「楚司馬公子何忌侵陳 陳叛故也」とある。

なお、『續漢書』郡國志二に「汝南郡（中略）宋 公國

（中略）有繁陽亭」とあるのを参照。

團韓獻子患之 言於朝曰 文王帥殷之叛國以事紂 唯知時也

⑤時機としてまだ争うべきではないことを知っていた、ということである。

團今我易之 難哉

⑥（今の）晋の力ではまた楚を服することが出来ないから、陳を受け入れるのは時機尙早である、ということである。

團三月陳成公卒 楚人將伐陳 聞喪乃止

⑦軍禮では、喪を伐つてはならない。

附十九年の傳文に「晉士句侵齊 及穀 聞喪而還 禮也」とある。

團陳人不聽命

⑧楚の命をきかなかつた。

團臧武仲聞之 曰 陳不服於楚 必亡 大國行禮焉 而不

服 在大猶有咎 而況小乎 夏楚彭名侵陳 陳無禮故也

⑨下の「陳（人）圍頓」のために傳したのである。

團穆叔如晉 報知武子之聘也

⑩武子の聘は、元年にある。

附元年の傳文に「冬衛子叔晉知武子來聘 禮也」とある。

團晉侯享之 金奏肆夏之三 不拜

⑪「肆夏」は、樂曲の名である。「周禮」では、「鐘鼓によ

つて九夏を演奏し」、その第二が「肆夏」、一名「樊」であり、第三が「韶夏」、一名「遏」であり、第四が「納夏」、一名「渠」である。おそらく、鐘を撃つて、この

三夏の曲を演奏したのである。

附「周禮」鐘師に「凡樂事 以鐘鼓奏九夏 王夏肆夏昭夏

納夏章夏齊夏緘夏驚夏」とあり、注に「杜子春云（中

略）春秋傳曰 穆叔如晉 晉侯享之 金奏肆夏三 不拜

（中略）國語曰 金奏肆夏繁遏渠 天子所以享元侯 肆

夏繁遏渠 所謂三夏矣」とあるのを参照。また、『國語』

魯語下「夫先樂金奏肆夏樊遏渠 天子所以饗元侯也」の

韋注に「金奏 以鐘奏樂也 肆夏一名樊 韶夏一名遏

納夏一名渠 此三夏曲也」とあるのを参照。

團工歌文王之三 又不拜

⑫「工」は、樂人である。「文王之三」とは、大雅の首の

”文王” ”大明” ”綿”である。

附「禮記」樂記「乙賤工也」の注に「樂人稱工」とあるの

を参照。また、『國語』魯語下に「夫歌文王大明縣 則

兩君相見之樂也」とあり、韋注に「文王大明縣 大雅之

首「文王之三也」とあるのを参照。

團歌鹿鳴之三 三拜

④「鹿鳴之三」とは「小雅の首の」鹿鳴“四牡”皇
皇者華“である。

附下の傳文に「鹿鳴 君所以嘉寡君也 敢不拜嘉 四牡

君所以勞使臣也 敢不重拜 皇皇者華 君敎使臣曰 必
諮於周（中略）敢不重拜」とある。

團韓獻子使行人子員問之

⑤「行人」は、使命を通達する官（外交官）である。

附『論語』憲問「行人子羽脩飾之」の〈集解〉に「馬曰（中
略）行人 掌使之官」とあるのを参照。

團曰 子以君命辱於敝邑 先君之禮 藉之以樂 以辱吾子

⑥「藉」は、薦（すすめる）である。

附文公十二年の傳文「所以藉寡君之命結二國之好」等の注
に、同文がみえる。

團吾子舍其大 而重拜其細 敢問何禮也 對曰 三夏 天

子所以享元侯也 使臣弗敢與聞

⑦「元侯」は、牧伯（諸侯の長）である。

附『國語』魯語下「夫先樂金奏肆夏變遏渠 天子所以饗元
侯也」の韋注に「元侯 牧伯也」とあるのを参照。

團文王 兩君相見之樂也 臣不敢及

⑧「及」は、與である（『爾雅』釋詁）。「文王之三」

文王“以下の三篇）は、いづれもみな、文王の明德が天
命を受けて周をおこしたことを稱えたものであるから、
諸侯が會同する際に演奏するのである。

附『詩』大雅〈文王〉の序に「文王 文王受命作周也」と
あるのを参照。

團鹿鳴 君所以嘉寡君也 敢不拜嘉

⑨晉は、叔孫を嘉賓（立派な賓客）としたから、「鹿鳴

の詩を歌い、その中の「わが方にも嘉賓がいる」という
ところに（意義を）取ったのである。叔孫は君命を奉じて
やって来たから、叔孫をほめるということは、つまり、
魯の君をほめるということである。

團四牡 君所以勞使臣也 敢不重拜

⑩詩は、使臣が四牡に乗り、駢駢然と、進行して止まらず、
勤勞する、ということを言っている。晉は、叔孫が來聘

したから、この詩によってねぎらったのである。

附『詩』小雅〈四牡〉に「四牡駢駢」とあり、毛傳に「駢
駢 行不止之貌」とあるのを参照。また、『國語』魯語

下「四牡 君之所以章使臣之勤也 敢不拜章」の韋注に
「言臣奉命勞勤於外 述敘其情以歌樂之 所以著其勤勞

也」とあるのを参照。

團皇皇者華 君敎使臣曰 必諮於周

⑪「皇皇者華」は、君が使臣をつかわす詩であり、忠臣が

使いにすると、皇皇たる華のように、よく君命を光りかがやかせる、ということを行い、また、(それには) 忠信(の人)にたづねて、自分の至らないところを補わなければならぬ、ということを行っている。忠信(の人)を「周」という。その詩に「周に諷をたづねる」とあり、「周に謀をたづねる」とあり、「周に度をたづねる」とあり、「周に詢をたづねる」とある。必ず、忠信の人にこれらの四事をたづねる、ということである。

附注の前半については、『詩』小雅〈皇皇者華〉の序に「皇皇者華 君遣使臣也 送之以禮樂 言遠而有光華也」とあり、鄭注に「言臣出使 能揚君之美 延其譽於四方 則爲不辱命也」とあり、同第一章「皇皇者華 于彼原隰」の毛傳に「忠臣奉使 能光君命 無遠無近 如華不以高下易其色」とあるのを参照。また、『國語』魯語下「皇皇者華 君教使臣曰 每懷靡及」の韋注に「皇皇者華 君遣使臣之樂也(中略) 言臣奉使當榮顯於君 如華之色煌煌然」とあるのを参照。

注の後半については、〈皇皇者華〉第二章「周爰咨諏」の毛傳に「忠信爲周」とあるのを参照。また、『國語』魯語下に「忠信爲周」とあり、韋注に「言當諮之於忠信之人」とあるのを参照。また、同魯語下に「諷謀度詢 必咨於周」とあり、韋注に「言諷謀度詢 必當諮之於忠

信之人也」とあるのを参照。

團臣聞之 訪問於善爲咨

④善道をたづねるのである。

附〈皇皇者華〉第二章「周爰咨諏」の鄭箋に「訪問求善道也」とあるのを参照。

團咨親爲詢

④親戚の義をたづねるのである。

附〈皇皇者華〉第五章「周爰咨詢」の毛傳に「親戚之謀爲詢」とあるのを参照。また、『國語』魯語下「咨親爲詢」の韋注に「詢親戚之謀也」とあるのを参照。

團咨禮爲度

④禮宜をたづねるのである。

附〈皇皇者華〉第四章「周爰咨度」の毛傳に「咨禮義所宜爲度」とあるのを参照。また、『國語』魯語下「咨義爲度」の韋注に「咨禮義爲度」とあるのを参照。

團咨事爲諷

④政事をたづねるのである。

附疏に引く『國語』魯語下「咨材爲諷」の孔晁注に「材謂政幹也」とある。

團咨難爲謀

④思難をたづねるのである。

團臣獲五善 敢不重拜

⑤「五善」とは、諮・詢・度・諷・謀をいう。

附〈皇皇者華〉第五章「周爰咨詢」の鄭箋に「五者 咨也 諷也 謀也 度也 詢也」とあるのを参照。

團秋定姒薨 不殯于廟 無櫬 不處

⑥「櫬」は、身に近い棺（内棺）である。季孫は、定姒が本来、卑賤で、器物の準備もなかったから、その喪制をはかって、柩をひいて廟にたちよることをせず、また、反哭もしない、ように定めたのである。

附注の「櫬 親身棺」については、二年の傳文「以自爲櫬 與頌琴」の注に「櫬 棺也」とある。なお、その附を参照。

注の「殯不過廟」については、僖公八年の傳文「不殯于廟」の注に「將葬又不以殯過廟」とある。なお、その附を参照。

注の「不反哭」については、隱公三年の傳文に「不反哭于寢」とあり、注に「夫人喪禮有三（中略）既葬 日中 自墓反 處於正寢 所謂反哭于寢 二也」とある。

團匠慶謂季文子

⑦「匠慶」は、魯の大匠である。

附「孟子」盡心上に「大匠不爲拙工改廢繩墨」とあるのを参照。

團曰 子爲正卿 而小君之喪不成

⑧季孫が定めたようにすれば、夫人としての禮がととのわなくなる、ということである。

團不終君也

⑨その母をあなどるということとは、君につかえる道を全うしないということである。

附異説として、『會箋』に「人子事親 以送死爲終事 君母之喪不成 則君於事親之道不終 故曰不終君 謂不終君之事也」とあり、また、楊伯峻『春秋左傳注』に「終爲送終 論語學而篇 慎終追遠 民德歸厚矣 足見當時于父母之喪 必盡致其情 不終君者 謂不使魯襄公終其生母之喪也 杜注謂不終事君之道 誤」とある。

團君長 誰受其咎

⑩襄公が成長したとき、季孫を責めるであろう、ということである。

團初季孫爲己樹六檜於蒲圃東門之外

⑪「蒲圃」は、場圃の名である。季文子は、檜をうえておいて、自分の櫬にするつもりだった。

團匠慶請木

⑫定姒のために櫬を作ろうとしたのである。

團季孫曰 略

⑬道によらずに（勝手に）取るのを「略」という。

匭宣公十五年の傳文「壬午晉侯治兵于稷 以畧狄土」の注に「畧 取也」とある。なお、その匭を參照。

なお、異説として、楊伯峻『春秋左傳注』に「略 簡略 謂不必選擇美木 杜注 不以道取爲略 沈欽韓補注且引漢律謂略爲盜竊 以魯之正卿葬國君夫人 而使人盜竊棺木 蓋無此理」とある。

匭匠慶用蒲圃之櫬 季孫不御

㊦「御」は、止である。傳は、そのまま禮をととのえることが出来た、ということを行っているのであり、だから、經に異文（正禮を備えた場合）と異なる表現がないのである。

匭經の注に「赴同 耐姑 反哭成喪 皆以正夫人禮 母以子貴」とある。なお、その匭を參照。

匭君子曰 志所謂 多行無禮 必自及也 其是之謂乎

匭冬公如晉聽政

㊦貢賦の數量の指示を受けたのである。

附成公十二年の傳文「鄭伯如晉聽成」の注に「聽猶受也」とある。また、八年の傳文「春公如晉 朝且聽朝聘之數」の注に「晉悼復脩霸業 故朝而稟其多少」とある。

匭晉侯享公 公請屬鄆

㊦「鄆」は、小國である。須句や顓臾と同じように、魯に

附屬させ、魯を助けて貢賦を出させる、ことが出来るよう、願ったのである。公はこの時、年齢が七歳であったから、おそろく、相者（かいぞへ）が公に代わって言上したのであるう。「鄆」は、今の琅邪の鄆縣である。

匭注の「如須句顓臾之比」については、僖公二十二年「春公伐邾取須句」の注に「須句雖別國 而削弱 不能自通 爲魯私屬 若顓臾之比」とある。なお、その匭を參照。

注の「公時年七歳」については、元年「春王正月公即位」の注に「於是公年四歳」とある。なお、その匭を參照。

注の「相者」については、成公二年の傳文「使相告之曰」の注に「相 相禮者」とある。なお、その匭を參照。

注の「鄆 今琅邪鄆縣」については、僖公十四年「夏六月季姬及鄆子遇于防 使鄆子來朝」の注に、ほぼ同文がみえる。なお、『續漢書』郡國志三に「琅邪國（中略） 繒 侯國」とあるのを參照。

匭晉侯不許 孟獻子曰 以寡君之密邇於仇讎 而願固事君 無失官命

㊦（「官命」とは）晉の官の徵發の命である。

匭鄆無賦於司馬

㊦晉の司馬は、諸侯の賦もつかさどっていた。

匭爲執事朝夕之命敝邑 敝邑褊小 闕而爲罪

㊦「闕」は、不共（供へない）である。

附隱公十一年の傳文に「君謂許不共」とあり、注に「不共職貢」とある。

團寡君是以願借助焉

⑤ 鄆を借りて自分の補助にしたい、ということである。

團晉侯許之

⑥ 明年の「叔孫豹鄆世子巫如晉」のために傳したのである。

團楚人使頓間陳而侵伐之 故陳人圍頓

⑦ 「間」は、間缺(すき)をうかがう、ということである。

附成公十八年の傳文に「以間吾鬻」とある。

團無終子嘉父使孟樂如晉

⑧ 「無終」は、山戎の國名で、「孟樂」は、その使臣である。

附昭公元年の傳文「晉中行穆子敗無終及羣狄于大原」の注

に「無終 山戎」とあり、その疏に「釋例土地名以北戎

山戎無終三名爲一」とある。なお、『國語』晉語七「無

終子嘉父使孟樂因魏莊子納虎豹之皮以和諸戎」の章注に

「無終 山戎之國(中略) 孟樂 嘉父之臣」とあるのを

参照。

團因魏莊子納虎豹之皮 以請和諸戎

⑨ 戎が晉と和平することを願ったのである。「莊子」は、

魏絳である。

附上の附に引いた章注のつづきに「莊子 魏絳 和諸戎

諸戎欲服從於晉」とあるのを参照。

團晉侯曰 戎狄無親而貪 不如伐之 魏絳曰 諸侯新服

陳新來和 將觀於我 我德 則睦 否 則攜貳 勞師於

戎 而楚伐陳 必弗能救 是棄陳也 諸華必叛

⑩ 「諸華」は、中國である。

附閔公元年の傳文「諸夏親睦 不可弃也」の注に「諸夏

中國也」とある。なお、その附を参照。また、『國語』

晉語七「勞師於戎 而失諸華」の章注に「諸華 華夏」

とあるのを参照。

團戎 禽獸也 獲戎失華 無乃不可乎 夏訓有之曰 有窮

后羿

⑪ 「夏訓」は、夏書である。「有窮」は、國の名である。

「后」は、君である。「羿」は、有窮の君の號である。

附「書」夏書〈五子之歌〉「有窮后羿」の僞孔傳に「有窮

國名 羿 諸侯名」とあるのを参照。

團公曰 后羿何如

⑫ 魏絳の言葉が(その前と) つづいていない(唐突に后羿

をもち出した)ことを怪しんだから、たづねたのである。

團對曰 昔有夏之方衰也 后羿自鉅遷于窮石 因夏民以代

夏政

㊤ 禹の孫の大康は、淫亂なため國を失った。夏人はその弟の仲康を立てたが、仲康もまた微弱であった。仲康が卒し、子の相が立つと、そこで羿が相にとって代わり、「有窮」と號した。「鉏」は、羿の本國の名である。

附『史記』夏本紀に「夏后帝啓 禹之子（中略）夏后帝啓崩 子帝大康立 帝大康失國（中略）弟中康立（中略）中康崩 子帝相立」とあるのを参照。

なお、注の「伐相」の「伐」は、諸本に従って、「代」に改める。

團待其射也

㊦ 羿は弓が上手であった（『論語』憲問）。

附疏に「賈逵云 羿之先祖 世爲先王射官 故帝嚳賜羿弓

矢 使司射」とある。

團不脩民事 而淫于原獸

㊧ 原野でしたい放題（狩を）した。

團棄武羅伯因熊髡荼園

㊨ 四子は、いづれもみな、羿の賢臣である。

附『史記』夏本紀「中康崩 子帝相立 帝相崩 子帝少康立」の「正義」に引く『帝王紀』に「棄其良臣武羅伯姻熊髡荼園」とあるのを参照。

なお、傳の「伯困」の「困」は、按勘記に従って、「困」に改める。

團而用寒泥 寒泥 伯明氏之讖子弟也

㊩ 「寒」は、國（名）である。北海の平壽縣の東部に寒亭がある。「伯明」は、その君の名である。

附『續漢書』郡國志四に「北海國（中略）平壽（中略）有寒亭 故寒國」とあるのを参照。

團伯明后寒棄之 夷羿收之

㊪ 「夷」は、氏である。

團信而使之 以爲己相 泥行媚于內

㊫ 「内」は、宮（中の婦）人である。

團而施賂于外 愚弄其民

㊬ 民をあざむいたのである。

團而處羿于田

㊭ 羿を狩で樂しませたのである。

附楊樹達「讀左傳」昭公四年「侍險與馬 而虞鄰國之難」の項に「虞讀爲娛 說文女部云 娛 樂也」とあるのを参照。

團樹之詐慝 以取其國家

㊮ 「樹」は、立である。

附成公二年の傳文「樹德而濟同欲焉」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

團外内戚服

㊯ 泥の詐偽を信じたのである。

團羿猶不俊

㊦「俊」は、改である。

附成公十三年の傳文「康猶不俊」等の注に、同文がみえる。
なお、その附を参照。

團將歸自田

㊦羿が狩からもどろうとしたのである。

團家衆殺而亨之 以食其子

㊦羿の子に食べさせようとしたのである。

團其子不忍食諸 死于窮門

㊦その子を國門で殺したのである。

團靡奔有鬲氏

㊦「靡」は、夏の遺臣で、羿につかえていた者である。「有鬲」は、國名で、今の平原の鬲縣である。

附注の前半については、『史記』夏本紀「中康崩 子帝相立 帝相崩 子帝少康立」の〈正義〉に引く『帝王紀』に「初 夏之遺臣曰靡 事羿 羿死 逃於有鬲氏」とあるのを参照。

注の後半については、『續漢書』郡國志四に「平原郡（中略）鬲 侯國 夏時有鬲君」とあるのを参照。

團泥因羿室

㊦羿の妃妾をそのままうけついで（自分のものにした）のである。

團生澆及豷 恃其讒慝詐僞 而不德于民 使澆用師滅斟灌

及斟尋氏

㊦二國は、夏の同姓の諸侯で、仲康の子の後相がたよった所である。樂安の壽光縣の東南部に灌亭があり、北海の平壽縣の東南部に斟亭がある。

附注の前半については、哀公元年の傳文「昔有過澆殺斟灌以伐斟鄩」の注に「二斟 夏同姓諸侯」とあり、つづく傳文「滅夏后相」の注に「后相失國 依於二斟 復爲澆所滅」とある。なお、『史記』吳世家「昔有過氏殺斟灌以伐斟尋 滅夏后帝相」の〈集解〉に「賈逵曰（中略）斟灌斟尋 夏同姓也 夏后相依斟灌而國 故曰殺夏后相也」とあるのを参照。なお、注の「二國 夏同姓諸侯」については、疏に「世本文也」とある。

注の後半については、『漢書』地理志上「北海郡（中略）平壽」の注に「應劭曰 古斟尋 禹後 今斟城是也」とあり、同「北海郡（中略）壽光」の注に「應劭曰 古斟灌 禹後 今灌亭是」とあるのを参照。

團處澆于過 處豷于戈

㊦「過」「戈」は、いづれもみな、國名である。東萊の掖縣の北部に過郷がある。「戈」は、宋・鄭の間にあった。

附注の「過戈 皆國名」については、哀公元年の傳文「遂滅過戈」の注に「過 澆國 戈 豷國」とある。なお、

『史記』吳世家「昔有過氏」の〈集解〉に「賈逵曰 過國名也」とあるのを参照。

注の「東萊掖縣北有過郷」については、『續漢書』郡國志四に「東萊郡（中略）掖 侯國 有過郷」とあるのを参照。

注の「戈 在宋鄭之間」については、哀公十二年の傳文に「宋鄭之間有隙地焉 曰彌作頃丘玉暢岳戈錫」とある。

團靡自有鬲氏 收二國之燼

㊦ 「燼」は、遺民である。

附『詩』大雅〈桑柔〉「民靡有黎 具禍以燼」の鄭箋に「災餘曰燼」とあるのを参照。また、『國語』吳語「既罷弊其民 而天奪之食 安受其燼」の章注に「燼 餘也」とあるのを参照。なお、成公二年の傳文に「請收合餘燼」とある。

團以滅浞而立少康

㊦ 「少康」は、夏后相の子である。

附哀公元年の傳文に「后緡方娠 逃出自竇（注 后緡 相妻）歸于有仍 生少康焉」とある。なお、『史記』夏本紀に「帝相崩 子帝少康立」とあるのを参照。

團少康滅澆于過 后杼滅豷于戈

㊦ 「后杼」は、少康の子である。

附哀公元年の傳文「使季杼誘豷」の注に「季杼 少康子后

杼也」とある。なお、『史記』夏本紀に「帝少康崩 子帝予立」とあるのを参照。また、『國語』魯語上「杼 能帥禹者也 夏后氏報焉」の章注に「杼 禹後七世 少康之子季杼也」とあるのを参照。

團有窮由是遂亡 失人故也

㊦ 浞は、羿の妃妾をそのままうけついでたから、「有窮」という號を改めなかつたのである。

附上の傳文に「浞因羿室」とあり、注に「就其妃妾」とある。なお、『史記』夏本紀「帝相崩 子帝少康立」の〈正義〉に引く『帝王紀』に「寒泥襲有窮之號 因羿之室」とあるのを参照。

團昔周辛甲之爲大史也 命百官 官箴王闕

㊦ 「辛甲」は、周の武王の大史である。「闕」は、過（あやまち）である。百官に、それぞれ箴辭をつくって王の過ちを戒めさせたのである。

附元年の傳文「謀事補闕」の注に「闕猶過也」とある。なお、その附を参照。また、宣公十二年の傳文「箴之曰」の注に「箴 誡」とある。

團於虞人之箴

㊦ 「虞人」は、狩獵をつかさどる。

附昭公二十年の傳文に「十二月齊侯田于沛 招虞人以弓 不進」とあり、注に「虞人 掌山澤之官」とある。

團曰 芒芒禹迹 畫爲九州

⑤「芒芒」は、遠いさまである。「畫」は、分(わける)である。

團經啓九道

⑥九州の道をひらいたのである。

團民有寢廟 獸有茂草 各有攸處 德用不擾

⑦人と神とに、それぞれ、おちつく場所(寢と廟)があったから、徳が亂れなかったのである。

附『書』胤征「椒擾天紀 遐棄厥司」の僞孔傳に「擾 亂」とあるのを参照。

なお、異説として、『會箋』に「此傳寢廟與茂草相對

明指人之居室言之 此將諫晉侯好田獵 故言人獸各有所

處 初不相礙 以示人不可從獸無厭 其義自明 杜泥寢

廟二字 解曰人神各有所歸 故德不亂 誤矣」とある。

ただし、按勘記に「沈彤云 人神當作人獸」とあるのに

従って、もし文字を改めれば、『會箋』の異説は成り立

たなくなる。

團在帝夷羿 冒于原獸

⑧「冒」は、貪である。

附文公十八年の傳文「貪于飲食 冒于貨賄」の注に「冒亦貪也」とある。なお、その附を参照。

團忘其國恤 而思其麇牡

⑨狩獵のことばかり考えていた、ということである。

團武不可重

⑩「重」は、數(かずかさねる)と同じである。

附異説として、疏に「服虔云 重猶大也 言武事不可大任」

とある。

團用不恢于夏家

⑪羿は、武事を好んだため、夏家を所有はしたけれども、それを大きくすることが出来なかった。

附『說文』に「恢 大也」とあるのを参照。

團獸臣司原 敢告僕夫

⑫「獸臣」は、虞人である。「告僕夫」とは、尊者を指斥することを憚ったのである。

附上の傳文に「於虞人之箴」とあり、注に「虞人 掌田獵」

とある。なお、僖公二十六年の傳文「使下臣犒執事」の

注に「言執事 不敢斥尊」とあるのを参照。

團虞箴如是 可不懲乎 於是晉侯好田 故魏絳及之

⑬后羿の事に言及したのである。

附上の傳文に「夏訓有之曰 有窮后羿 公曰 后羿何如」

とあり、注に「怪其言不次 故問之」とある。

團公曰 然則莫如和戎乎 對曰 和戎有五利焉 戎狄荐居 貴貨易土

⑭「荐」は、聚である。「易」は、輕と同じである。

附注の「荐 聚也」については、『國語』晉語七「且夫戎狄荐處」の韋注に「荐 聚也」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「服虔云 荐 草也 言狄人逐水草而居 徙無常處」とある。

注の「易猶輕也」については、『國語』晉語七「貴貨而易土」の韋注に「易 輕也」とあるのを参照。

團土可賈焉 一也 邊鄙不聳 民狎其野 穡人成功 二也
 ⑤「聳」は、懼である。「狎」は、習である。

附注の「聳 懼」については、昭公六年の傳文「聳之以行」等の注に、同文がみえる。なお、『國語』周語下「身聳除潔」の韋注に「聳 懼也」とあるのを参照。ちなみに、成公十四年の傳文に「大夫聞之 無不聳懼」とある。

注の「狎 習也」については、昭公二十三年の傳文「民狎其野」の注に「狎 安習也」とある。

團戎狄事晉 四鄰振動 諸侯威懷 三也 以德綏戎 師徒不勤 甲兵不頓 四也

⑥「頓」は、壊である。

附『國語』周語上「其無乃廢先王之訓而王幾頓乎」の韋注に「頓 敗也」とあるのを参照。

團鑿于后羿 而用德度

⑦后羿を鑿戒とする、ということである。
 團遠至邇安 五也 君其圖之 公說 使魏絳盟諸戎 脩民

事 田以時

⑧傳は、晉侯がよく善謀を採用したことを言っているのである。

附二年の傳文「豈唯寡君賴之」の注に「傳言荀罃能用善謀」とある。

團冬十月邾人莒人伐鄆 臧紇救鄆 侵邾 敗于狐駘

⑨「臧紇」は、武仲である。鄆は魯に附屬していたから、救援したのである。「狐駘」は、邾地である。魯国の蕃

縣の東南部に目台亭がある。
 附注の「臧紇 武仲也」については、上の傳文に「臧武仲聞之」とある。

注の「鄆屬魯」については、上の傳文に「公請屬鄆（中略）晉侯許之」とある。

なお、注の「邾也」の「也」は、諸本に従って、「地」に改める。

團國人逆喪者皆髻 魯於是乎始髻

⑩「髻」とは、麻と髪とを結び合わせるものである。（たぐさんの戦死者がでて喪事に遭遇する者が多かったため、凶服が足りなかったから、髻するだけでしたたためである。）

附疏に「鄭衆以爲臬麻與髮相半結之」とある。なお、『孔

子家語」曲禮子貢問に「臧武仲率師與邾人戰于狐貽 遇

敗焉 師人多喪而無罰」とあるのを參照。

團國人誦之曰 臧之狐裘 敗我於狐貽

㊦臧紇は、この時、狐裘を着ていたのである。

團我君小子 朱儒是使 朱儒朱儒 使我敗於邾

㊧襄公は幼少だったから、「小子」と言っているのである。

臧紇は背が低かったから、「朱儒」と言っているのである。敗れたことを(經に)書いていないのは、魯人が諱んだからである。

附注の「襄公幼弱 故曰小子」については、元年「春王正月公即位」の注に「於是公年四歲」とある。なお、異説

として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「抑之詩 實虹小子 於乎小子 皆稱厲主也 箋云 禮天子未除喪 稱小子 按晉有小子侯 襄公在定姒之喪故也」とある。

注の「臧紇短小 故曰朱儒」(諸本に従って、「短」の下

に「小」を補う)については、『國語』晉語四「侏儒不可使援」の章注に「侏儒 短者」とあるのを參照。